

北中学校生徒会役員選挙規定

- 第1条 本規定は生徒会会則に基づき、生徒会役員の選挙を公正に行い、民主的な生徒活動の基礎を確立することを目的とする。
- 第2条 生徒会役員選挙は10月中に実施することを原則とする。
- 第3条 本会の役員は、会長1名、副会長1名、役員1年4名、2年4名とする。
- 第4条 すべての生徒会員は、生徒会役員選挙の選挙権を有する。
- 第5条 本会員は生徒会役員に立候補することができる。役員の場合は、同学年の者のみ被選挙権をもつ。但し、3年生及び選挙管理委員は被選挙権をもたない。
- 第6条 立候補者は、学級推薦により立候補する。推薦者のうち少なくとも1名は推薦した学級の生徒とする。但し、生徒会役員と選挙管理委員は推薦者になることはできない。
- 第7条
 - 立候補者は期日内に立候補用紙にその所定の事項を記入して、選挙管理委員長に届け出なければならない。
 - 立候補者または、役員が定員に満たない場合は、補欠選挙を行うことができる。
- 第8条 立候補用紙の記入内容は次の内容を盛り込むものとする。
 - 立候補者の学年、学級、氏名
 - 推薦団体
 - 推薦責任者（2名）
- 第9条 立候補者の選挙運動につき、次のとおり定める。
 - 選挙ポスターは、選挙管理委員会の認印のある既定の用紙を使い、ポスターの枚数は5枚以内とし指定された場所に張る。
 - 選挙管理委員長は、投票日前日までにポスターを取り去らなければならない。
 - 選挙管理委員の選挙運動は禁ずる。
 - 選挙活動立候補者、推薦者のみとする。
- 第10条 立会演説会について次のとおり定める。
 - 立会演説会の演説の順序は選挙管理委員会が抽選で決める。
 - 演説は決まった時間内で行う。
 - 質疑応答の際、質疑者に簡潔に質問を行い、時間短縮に努める。
- 第11条 投票は無記名とし、投票用紙は選挙管理委員会で定めた用紙を使用する。
- 第12条 投票について次のとおり定める。
 - 会長・副会長選挙では、各1名に○をつける。
 - 役員選挙では、1年役員・2年役員それぞれ1名に○をつける。
 - 信任投票は、その職にふさわしい立候補者すべてに○をつけることができる。
- 第13条 開票は選挙管理委員会が公正な立場で行う。
- 第14条 当選について次のとおり定める。
 - 会長・副会長は、最高得票者を当選とする。
 - 役員は、1年上位4名、2年上位4名を当選とする。
 - 得票数が同点の場合は、決戦投票を行う。
 - 信任投票の場合、有効投票数の過半数を超えなければ信任とは認めない。
- 第15条 当選した生徒会役員は、任命式を終えた後、正式な活動を開始する。
- 第16条
 - 選挙管理委員会は学級の代表1名ずつによって構成され、生徒会役員選挙を運営する。

2. 生徒会役員選挙において、選挙管理委員会は本規定に準じた運営規則を別に設けることができる。

第17条 この規定を故意に違反した者は、選挙管理委員会で検討し、違反者に対し立候補を取り消すこともできる。

第18条 北中学校生徒会役員選挙規定は昭和51年10月23日より施行する。

以上

平成7年10月12日改正

平成29年12月14日改正

重 要 内 容

役員の定数 (計10名)	投 票	当 選
(第3条) ・会長 1名	(第13条) 1名に○を付ける	(第15条) 最大得票者
・副会長 1名	1名に○を付ける	最大得票者
・1年役員 4名	1名に○を付ける	上位4名
・2年役員 4名	1名に○を付ける	上位4名

} が
当
選

} が
当
選

投票用紙(第12、13条)

[例]

会 長				副 会 長			1 年 役 員					2 年 役 員				
		○			○			○							○	

※投票用紙の形式については、多少変更がある。